

## 第6 アーケード

アーケードの取扱いについては、昭和30年2月1日（「国消発第72号、建設省住指発第5号、警察庁発備第2号」）の通達に基づき作成された「那覇市アーケード設置等に関する要綱（令和2年3月2日施行）」により運用する。